

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1. 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案）※ 〈国土交通省評価委員会〉
住宅金融支援機構 監事	H19. 4. 1~H21. 3. 31 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率の算定内容は別紙のとおり

2. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案） 1. 0については、意見はない。

以上

別紙

国土交通省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) ①+② (※3)
			(参考) 在任期間	法人業績勘案率① (※1)	個人業績勘案率② (※2)	
住宅金融支援機構	監事	H19.4.1~H21.3.31	同左	1.0	0.0	1.0

(※1) 「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」(平成21年7月31日国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会) 1. において「退職役員の在職期間における法人の業績については、各事業年度における業務運営評価の結果に応じた計数を、法人の業績に係る勘案率(以下「法人業績勘案率」という。)とすることを基本とする。」とされているが、3.(4)において「監事及び在職期間1年に満たない役員に係る法人業績勘案率については、上記の規定にかかわらず、1.0とすることを基本とするが、監事及び当該役員の業績が法人の業績に著しく影響を与えたと考えられるときは、必要に応じて業績勘案率を増減させるものとする。」とされている。

(※2) 「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」(平成21年7月31日国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会) 2. において「退職役員の個人的な業績については、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、その増減の幅を、0.0~0.2の範囲内において個人業績勘案率と定めるものとする。ただし、この増減の幅を設ける場合にあっては、過去の通常の役員の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって説明できなければならないものとし、特に、その差については、役員任期中における法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績でなければならないものとする。」とされている。

(※3) 「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」(平成21年7月31日国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会) 3. において「最終的に退職役員に適用する業績勘案率は、法人業績勘案率に、個人業績勘案率を増減させて得た数値とする。」とされている。